

○遠賀町福祉タクシー料金補助支給規則

平成7年4月24日規則第6号

改正

平成14年3月1日規則第6号

平成14年11月14日規則第28号

平成23年7月19日規則第12号

平成24年6月21日規則第21号

平成27年3月31日規則第23号

遠賀町福祉タクシー料金補助支給規則

(目的)

第1条 この規則は、重度の心身障害者（以下「重度障害者」という）に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図りもって福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において重度障害者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が「1級」又は「2級」の者
- (2) 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3条第1項第1号に定める重度の障害を有する者として療育手帳「A」の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に定める医療受給者証を有する者

2 この規則において「在宅」とは、身体障害者福祉法にいう身体障害者養護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されていない状態をいう。

(対象者)

第3条 この規則によりタクシー料金の補助を受けることができる者は、本町に居住し、住民基本台帳に記載されている在宅の重度障害者（以下「対象者」という）で、前年度町民税非課税の者とする。

(補助額)

第4条 タクシー料金の補助額は、1乗車につき小型タクシー、中型あるいはリフト付きタクシーの基本料金の額とする。

(認定及び利用券の交付)

第5条 対象者がタクシー料金補助を受けようとするときは、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定を受けた者（以下「利用者」という）を登録するとともに、遠賀町福祉タクシー利用券（以下「利用券」という）を交付する。

(利用できるタクシー)

第6条 利用できるタクシーは次の各号のいずれかに該当するタクシーとする。

- (1) 北九州タクシー協会に加盟している法人及び個人
- (2) 遠賀郡内に本社を置く法人及び個人
- (3) その他町長が認める法人及び個人

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、利用者が第5条の規定による認定の請求をした日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する日までとする。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき

(支給方法)

第8条 タクシー料金補助に要する費用の支払いは、別途契約書の定めるところによるものとする。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき
- (5) 利用者の住所・氏名が変わったとき

(返還)

第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに利用券を返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者が町外に居住することとなったとき
- (3) 利用者が在宅でなくなったとき
- (4) 利用者が第2条に規定する重度障害者でなくなったとき
- (5) 有効期限を経過したとき

(再交付)

第11条 利用券の再交付は行わない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合には再発行をすることができる。

(委任)

第12条 その他必要な事項については、遠賀町福祉タクシー料金補助支給取扱要領に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月1日規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月14日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年7月19日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日規則第21号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第23号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。